

平成30年1月17日
財 務 部

世田谷区行政財産使用料条例の一部改正について

(付議の要旨)

使用料・利用料及び公共施設運用の見直しに伴い、世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する。

1 主旨

平成30年10月に使用料・利用料を改定するため、平成30年第1回区議会定例会に世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

区民サービスの維持に向けて、使用料・利用料の見直し内容に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年	2月	企画総務常任委員会（条例改正案）
		平成30年第1回区議会定例会（条例改正案）
		公布（同日施行）
	10月	料金改定

新旧対照表

新			旧					
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）					
種別	規模等	1時間につき	種別	規模等	2時間30分以内	3時間以内	3時間30分以内	4時間以内
一般施設	50平方メートル未満	100円	一般施設	50平方メートル未満	300円	300円	300円	300円
	50平方メートル以上70平方メートル未満	270円		50平方メートル以上70平方メートル未満	480円	720円	840円	960円
	70平方メートル以上100平方メートル未満	420円		70平方メートル以上100平方メートル未満	840円	960円	1,080円	1,440円
	100平方メートル以上150平方メートル未満	550円		100平方メートル以上150平方メートル未満	1,080円	1,440円	1,680円	1,920円
	150平方メートル以上200平方メートル未満	900円		150平方メートル以上200平方メートル未満	1,800円	2,280円	2,640円	3,120円
	200平方メートル以上300平方メートル未満	1,150円		200平方メートル以上300平方メートル未満	2,520円	3,000円	3,480円	4,080円
	300平方メートル以上	1,600円		300平方メートル以上	3,360円	4,080円	4,800円	5,520円
	特殊施設	陶芸室		4時間以内 400円	特殊施設	陶芸室	4時間以内	
陶芸窯室（窯の出力が25キロワット未満）		24時間以内 3,960円	陶芸窯室（窯の出力が25キロワット未満）	24時間以内			3,960円	
陶芸窯室（窯の出力が25キロワット以上）		24時間以内 4,320円	陶芸窯室（窯の出力が25キロワット以上）	24時間以内			4,320円	